

(資料1)

令和7年第4回  
鴨川市議会定例会

—議案説明資料1—

令和7年11月28日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第 54 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号））	企画総務部 財政課	3
議案第 55 号	鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定について	企画総務部 危機管理課	5
議案第 56 号	鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	8
議案第 57 号	鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	19
議案第 58 号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	24
議案第 59 号	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	27
議案第 60 号	鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	39
議案第 61 号	水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	水道課	40
議案第 62 号	鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について	国保病院	47
議案第 63 号	鴨川市基本構想を定めることについて	企画総務部 企画政策課	49
議案第 64 号	鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	市民福祉部 市民生活課	51
議案第 65 号	指定管理者の指定について（鴨川市四方木ふれあい館）	企画総務部 天津小湊支所	52
議案第 66 号	指定管理者の指定について（鴨川オーシャンパーク）	建設経済部 商工観光課	53
議案第 67 号	指定管理者の指定について（鴨川市小湊さとうみ学校）	建設経済部 スポーツ振興課	54
議案第 68 号	安房郡市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について	企画総務部 企画政策課	56
議案第 69 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	企画総務部 総務課	58
議案第 70 号	令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 5 号）	企画総務部 財政課	62
議案第 71 号	令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	市民福祉部 市民生活課	68
議案第 72 号	令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	市民福祉部 健康推進課	72
議案第 73 号	令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	市民福祉部 市民生活課	76
議案第 74 号	令和 7 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	国保病院	78

## 議案第 54 号

### 専決処分の承認を求ることについて（令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号））

#### 1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算について、鴨川市及び鴨川市天津、浜萩、清澄財産区を被告として提訴された損害賠償請求事件（国家賠償請求事件）に係る訴訟委託契約を締結するための予算を措置する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

#### 2 内容

##### （1）歳入歳出補正

ア 嶸入				（単位 千円）
款	補正前の額	補正額	計	説明
19 繰入金	1,286,784	519	1,287,303	財政調整基金繰入金
歳入合計	19,389,411	519	19,389,930	

##### イ 嶸出（目的別） （単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,832,039	519	3,832,558
歳出合計	19,389,411	519	19,389,930

##### ウ 嶸出（性質別） （単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
物件費	3,478,732	519	3,479,251
歳出合計	19,389,411	519	19,389,930

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

事項	期間	限度額	説明
訴訟委託料（鴨川市天津地区山林の土砂災害に係る損害賠償請求事件）	令和7年度から訴訟委託契約の終了年度まで	訴訟委託契約により決定した額	市及び財産区を被告として提訴された天津地区山林の土砂災害に係る損害賠償請求事件の訴訟事務を委託する。

3 専決処分日

令和7年10月9日

## 議案第 55 号

### 鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定について

#### 1 提案理由

犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援に関する基本理念並びに市、市民等及び事業者の役割その他犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1）目的（第 1 条）

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （2）定義（第 2 条）

ア 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

イ 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

ウ 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材又は報道等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

エ その他条例において使用する用語の意義を定める。

##### （3）基本理念（第 3 条）

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を次のように定める。

ア 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう十

分配慮して行われなければならない。

イ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を適切に途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

ウ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう二次被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

エ 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(4) 市の役割（第4条）

市は、(3)の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施することとする。

(5) 市民等の役割（第5条）

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めることとする。

(6) 事業者の役割（第6条）

ア 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めることとする。

イ 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に関し、十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めることとする。

(7) 相談及び情報の提供等（第7条）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うこととする。

(8) 見舞金の支給等（第8条）

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行うこととする。

(9) 市民等及び事業者の理解の増進（第9条）

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の発生の防止の重要性

等について、市民等及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずることとする。

(10) 支援を行わないことができる場合（第 10 条）

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができるこことする。

(11) 鴨川市安全で安心なまちづくり推進条例（平成 18 年鴨川市条例第 28 号）の一部改正（附則第 2 項）

鴨川市犯罪被害者等支援条例の制定に伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（附則第 2 項）鴨川市安全で安心なまちづくり推進条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（支援）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 市は、犯罪による被害者（遺族その他犯罪により被害者に準ずる心身に有害な影響を受けた者を含む。以下この項において「犯罪被害者等」という。）に対し、国、県、犯罪被害者等を支援する活動を行う団体及び警察署等と連携して、相談を行う機関に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（支援）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>（削る）</p>

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 56 号

### 鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

#### 1 提案理由

令和 7 年 11 月 13 日に公布された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「基準省令」という。）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を、基準省令に従い、又は基準省令を参照して定める。

総則（第 1 章 第 1 条・第 2 条）	
1 特定乳児等通園支援事業者的一般原則（第 2 条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するためには適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支</p>

		援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第2章 第3条～第32条）		
2	利用定員に関する基準 (第3条)	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。</p>
3	面談（第4条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの面談を行うに当たっては、あらかじめ、18の運営規程の概要、職員の勤務の体制、11により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、アの面談において、イの重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。</p>
4	正当な理由のない提供拒否の禁止 (第5条)	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
5	あっせん及び要請に対する協力 (第6条)	特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
6	乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認 (第7条)	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、氏名、居住地、生年月日、交付年月日、認定の有効期間等（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項）を確認す

		ものとする。
7	乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第8条）	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
8	心身の状況等の把握（第9条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。
9	特定教育・保育施設等との連携（第10条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。
10	特定乳児等通園支援の提供の記録（第11条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
11	支払（第12条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。以下同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、ア及びイの支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>（ア） 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>（イ） 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用</p>

	<p>(ウ) 食事の提供に要する費用</p> <p>(エ) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までのほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、アからウまでの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。</p> <p>オ 特定乳児等通園支援事業者は、イ及びウの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、ウによる金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
12 乳児等支援給付費の額に係る通知等（第13条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>
13 特定乳児等通園支援の取扱方針（第14条）	特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。
14 特定乳児等通園支援に関する評価等（第15条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を</p>

		図るよう努めなければならない。
15	相談及び援助（第16条）	特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
16	緊急時等の対応（第17条）	特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
17	乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知（第18条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
18	運営規程（第19条）	<p>特定乳児等通園支援事業者は、次の事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(ア) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>(イ) その提供する特定乳児等通園支援の内容</p> <p>(ウ) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(エ) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(オ) 乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(カ) 1時間当たりの利用定員</p> <p>(キ) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(ク) 緊急時等における対応方法</p> <p>(ケ) 非常災害対策</p> <p>(コ) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(サ) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p>

19	勤務体制の確保等（第20条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
20	利用定員の遵守（第21条）	特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
21	掲示等（第22条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
22	乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第23条）	特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は11による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
23	虐待等の禁止（第24条）	特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、暴行、わいせつ行為、暴言等（児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為）その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
24	秘密保持等（第25条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなけ</p>

		ればならない。 ウ 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。
25	情報の提供等（第26条）	ア 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 イ 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
26	利益供与等の禁止（第27条）	ア 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（イにおいて「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。イにおいて同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。イにおいて同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 イ 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
27	苦情への対応（第28条）	ア 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなけ

		<p>ればならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>オ 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、エの改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>
28	地域との連携等(第29条)	特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
29	事故発生の防止及び発生時の対応(第30条)	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 事故が発生した場合の対応、(イ)の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(ウ) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、イの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償す</p>

		べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
30	会計の区分（第31条）	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
31	記録の整備等（第32条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次の記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(ア) 特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画</p> <p>(イ) 特定乳児等通園支援の提供の記録</p> <p>(ウ) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(エ) 苦情の内容等の記録</p> <p>(オ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
雑則（第3章 第33条）		
32	電磁的記録等（第33条）	<p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、エにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用</p>

する方法であって次のもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（ア）電子情報処理組織を使用する方法のうちa又はbの方法

- a 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- b 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（イ）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを作成する方法

ウ イの（ア）及び（イ）の方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

エ 特定乳児等通園支援事業者は、イにより記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次の電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（ア）イの（ア）及び（イ）の方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの  
（イ）ファイルへの記録の方式

オ エによる承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、イの記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再びエによる承諾をした場合は、この限りでない。

カ イからオまでは、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用し、必要な読み替えを定める。」

3 施行期日

令和8年4月1日

## 議案第 57 号

### 鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案理由

市長の直近下位の内部組織として部を廃し課を置くため、鴨川市行政組織条例（平成 17 年鴨川市条例第 12 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1）鴨川市行政組織条例の一部改正

企画総務部、市民福祉部及び建設経済部を廃し、企画政策課、総務課、財政課、税務課、危機管理課、市民生活課、環境課、健康推進課、福祉課、子ども支援課、農林水産課、商工観光課、都市建設課及びスポーツ振興課を設置するものです。

##### （2）鴨川市行政不服審査等に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 1 号）の一部改正（附則第 2 項）

鴨川市行政組織条例の改正に伴う条文の整備を行う。

#### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

### 鴨川市行政組織条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（部の設置）</p> <p>第 2 条 本市に次の部を置く。</p> <p>（1）企画総務部</p> <p>（2）市民福祉部</p> <p>（3）建設経済部</p>	<p>（課の設置）</p> <p>第 2 条 本市に次の課を置く。</p> <p>（1）企画政策課</p> <p>（2）総務課</p> <p>（3）財政課</p>

- |                     |
|---------------------|
| (4) <u>税務課</u>      |
| (5) <u>危機管理課</u>    |
| (6) <u>市民生活課</u>    |
| (7) <u>環境課</u>      |
| (8) <u>健康推進課</u>    |
| (9) <u>福祉課</u>      |
| (10) <u>子ども支援課</u>  |
| (11) <u>農林水産課</u>   |
| (12) <u>商工観光課</u>   |
| (13) <u>都市建設課</u>   |
| (14) <u>スポーツ振興課</u> |

(事務分掌)

第3条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画総務部	<u>(1) 市政の総合企画に関すること。</u> <u>(2) 広域行政に関すること。</u> <u>(3) 地域公共交通に関すること。</u> <u>(4) 移住の促進に関すること。</u> <u>(5) 情報化の推進に関すること。</u> <u>(6) 統計に関すること。</u> <u>(7) 秘書業務に関すること。</u> <u>(8) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(9) 広報広聴に関すること。</u> <u>(10) 市議会、文書及び例規に関すること。</u> <u>(11) 市の組織及び職員に関すること。</u>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3条 前条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画政策課	<u>(1) 市政の総合企画に関すること。</u> <u>(2) 広域行政に関すること。</u> <u>(3) 地域公共交通に関すること。</u> <u>(4) 移住の促進に関すること。</u> <u>(5) 遊休施設等の活用に関すること。</u>
総務課	<u>(1) 秘書業務に関すること。</u> <u>(2) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(3) 広報広聴に関すること。</u> <u>(4) 市議会、文書及び例規に関すること。</u> <u>(5) 市の組織及び職員に関すること。</u> <u>(6) 市の境界及び字区域に関すること。</u>

	<p>(12) 市の境界及び字区域に関すること。</p> <p>(13) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(14) 財政に関すること。</p> <p>(15) 行財政改革に関すること。</p> <p>(16) 市有財産の管理及び活用に関すること。</p> <p>(17) 契約及び工事検査に関すること。</p> <p>(18) 財産区に関すること。</p> <p>(19) 税に関すること。</p> <p>(20) 消防に関すること。</p> <p>(21) 危機管理及び防災対策に関すること。</p> <p>(22) 交通安全及び生活安全に関すること。</p> <p>(23) 天津小湊支所に関すること。</p>		<p>(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</p> <p>(8) 情報化の推進に関すること。</p> <p>(9) 統計に関すること。</p> <p>(10) 他の課の所掌に属さないこと。</p>
		財政課	<p>(1) 財政に関すること。</p> <p>(2) 行財政改革に関すること。</p> <p>(3) 市有財産の管理に関すること。</p> <p>(4) 契約及び工事検査に関すること。</p> <p>(5) 財産区に関すること。</p>
		税務課	<p>(1) 税に関すること。</p>
		危機管理課	<p>(1) 消防に関すること。</p> <p>(2) 危機管理及び防災対策に関すること。</p> <p>(3) 交通安全及び生活安全に関すること。</p>
市民福祉部	<p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(4) 国民年金に関すること。</p> <p>(5) 市民活動支援に関すること。</p> <p>(6) 市民の交流の推進に関すること。</p> <p>(7) 環境保全に関すること。</p> <p>(8) 公害対策に関すること。</p> <p>(9) 廃棄物対策に関すること。</p> <p>(10) 美化推進に関すること。</p> <p>(11) 保健予防に関すること。</p> <p>(12) 介護保険に関すること。</p>		<p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険に関すること。</p> <p>(3) 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(4) 国民年金に関すること。</p> <p>(5) 市民活動支援に関すること。</p> <p>(6) 市民の交流の推進に関すること。</p>
		市民生活課	<p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 公害対策に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物対策に関すること。</p> <p>(4) 美化推進に関すること。</p>
		環境課	<p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 公害対策に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物対策に関すること。</p> <p>(4) 美化推進に関すること。</p>
		健康推進課	<p>(1) 保健予防に関すること。</p>

	<p>(13) <u>社会福祉に関するこ</u>と。</p> <p>(14) <u>生活保護に関するこ</u>と。</p> <p>(15) <u>高齢者福祉に関するこ</u>と。</p> <p>(16) <u>障害者福祉に関するこ</u>と。</p> <p>(17) <u>児童福祉並びに母子及び父子福祉に関するこ</u>と。</p> <p>(18) <u>子育て支援に関するこ</u>と。</p>	<p>(2) <u>介護保険に関するこ</u>と。</p>
建設経済部	<p>(1) <u>農業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(2) <u>水産業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(3) <u>畜産業及び林業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(4) <u>農林水産土木に関するこ</u>と。</p> <p>(5) <u>商工業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(6) <u>消費者生活に関するこ</u>と。</p> <p>(7) <u>企業誘致に関するこ</u>と。</p> <p>(8) <u>観光振興に関するこ</u>と。</p> <p>(9) <u>道路、橋りょう及び河川に関するこ</u>と。</p> <p>(10) <u>市道の管理に関するこ</u>と。</p> <p>(11) <u>都市計画に関するこ</u>と。</p> <p>(12) <u>開発に関するこ</u>と。</p> <p>(13) <u>建築指導に関するこ</u>と。</p> <p>(14) <u>公園、緑地及び街路に関するこ</u>と。</p> <p>(15) <u>住宅に関するこ</u>と。</p> <p>(16) <u>スポーツの振興に関するこ</u>と。</p>	<p>福祉課</p> <p>(1) <u>社会福祉に関するこ</u>と。</p> <p>(2) <u>生活保護に関するこ</u>と。</p> <p>(3) <u>高齢者福祉に関するこ</u>と。</p> <p>(4) <u>障害者福祉に関するこ</u>と。</p> <p>子ども支援課</p> <p>(1) <u>児童福祉並びに母子及び父子福祉に関するこ</u>と。</p> <p>(2) <u>子育て支援に関するこ</u>と。</p> <p>農林水産課</p> <p>(1) <u>農業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(2) <u>水産業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(3) <u>畜産業及び林業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(4) <u>農林水産土木に関するこ</u>と。</p> <p>商工観光課</p> <p>(1) <u>商工業の振興に関するこ</u>と。</p> <p>(2) <u>消費者生活に関するこ</u>と。</p> <p>(3) <u>企業誘致に関するこ</u>と。</p> <p>(4) <u>観光振興に関するこ</u>と。</p> <p>(5) <u>ふるさと納税に関するこ</u>と。</p> <p>都市建設課</p> <p>(1) <u>道路、橋りょう及び河川に関するこ</u>と。</p> <p>(2) <u>市道の管理に関するこ</u>と。</p> <p>(3) <u>都市計画に関するこ</u>と。</p> <p>(4) <u>開発に関するこ</u>と。</p> <p>(5) <u>建築指導に関するこ</u>と。</p> <p>(6) <u>公園、緑地及び街路に関するこ</u>と。</p> <p>(7) <u>住宅に関するこ</u>と。</p>

	スポーツ振興課	(1) スポーツの振興に関すること。
--	---------	--------------------

(附則第2項) 鴨川市行政不服審査等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(庶務) 第23条 審査会の庶務は、 <u>企画総務部総務課</u> において処理する。	(庶務) 第23条 審査会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 58 号

### 鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案理由

設置の目的を達した鴨川市観光振興検討委員会を廃止するため、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1）鴨川市附属機関設置条例の一部改正

鴨川市観光振興検討委員会に関する規定を削る。

##### （2）鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部改正（附則第 2 項）

鴨川市観光振興検討委員会の委員の報酬に関する規定を削る。

#### 3 施行期日

公布の日

### 鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

改正前	改正後				
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）				
1 市長の附属機関	1 市長の附属機関				
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略					
鴨川市	略				
農業振					

興地域 整備協 議会						興地域 整備協 議会			
鴨川市 観光振 興検討 委員会	<u>市長の諮問に応 じ、新たな観光振 興施策及びその ための財源の在 り方について調 査審議を行うこ と。</u>	<u>会長1 人、副 会長1 人及び これら 以外の 委員</u>	<u>7人 以内</u>	<u>(1) 観光業 の関係者 (2) 宿泊業 の関係者 (3) 経済団 体の関係 者 (4) 関係行 政機関の 職員 (5) 識見を 有する者</u>	<u>委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で</u>	(削る)			
鴨川オ ーシャ ンパー ク運営 委員会	略								
略									
2 教育委員会の附属機関 略		2 教育委員会の附属機関 略							

(附則第2項) 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表第3（第2条関係） 日額報酬表	別表第3（第2条関係） 日額報酬表
区分	報酬の額
略	
農業振興地域整備協議会の委員	略
観光振興検討委員会の委員	5,000円
オーシャンパーク運営委員会の委員	略
略	

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 59 号

### 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案理由

令和 7 年 9 月 10 日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）（以下これらを「基準省令」という。）の一部が改正され同年 10 月 1 日から施行されたこと、同年 11 月 14 日に公布された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 96 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1）概要

改正後の基準省令に従い、又は参照し、次の条例の改正を行う。

- ア 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第 1 条】
  - イ 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）【第 2 条】
  - ウ 鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 17 号）【第 3 条】
  - エ 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年鴨川市条例第 25 号）【第 4 条】
- （2）鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第 1 条】
- ア 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく乳幼児に対する健康診査の内容が家庭的保育事業等における健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしている。

イ 地域限定保育士の資格の創設（※）に伴い、認定地方公共団体の区域内にある家庭的保育事業等の事業所等に置かなければならぬこととされている保育士について、保育士のほか、地域限定保育士を加える。

（※） 都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、その区域内において専門的知識及び技術をもって児童の保育及び保護者に対する保育の指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の実施方法等を記載した書面を作成し、その内容が適当である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができることとされた。その認定を受けた都道府県又は指定都市（以下「認定地方公共団体」という。）の長が実施した試験に合格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受け、その管轄する区域内に限り、地域限定保育士の名称を用いて業として児童の保育及び保護者に対する保育の指導を行うことができることとされた。

（3） 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正【第2条】

幼保連携型認定こども園及び幼稚園における虐待等の禁止行為に関する条文の整備を行う。

（4） 鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第3条】

地域限定保育士の資格の創設に伴い、認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所に置かなければならぬこととされている保育士について、保育士のほか、地域限定保育士を加える。

（5） 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第4条】

ア 地域限定保育士の資格の創設に伴い、認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所に置かなければならぬこととされている保育士について、保育士のほか、地域限定保育士を加える。

イ 特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが受ける特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいう。）を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合は、一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員に関する基準の規定を適用しないこととする。

（6） その他条文の整備を行う。

### 3 施行期日

公布の日。ただし、上記（5）のイについては、令和8年4月1日

【第1条】鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後				
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。				
3・4 略	3・4 略				
	<table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 略

### (保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 略

### (小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」

保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 略

### (保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 略

### (小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同

という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 略

### 附 則

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

## 第9条 略

（新設）

じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 略

### 附 則

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

## 第9条 略

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

【第2条】鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針)  第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) 略 2 略 (虐待等の禁止)  第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(特定教育・保育の取扱方針)  第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) 略 2 略 (虐待等の禁止)  第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【第3条】鴨川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士 <u>(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者
(2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(2)～(10) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【第4条】鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(設備運営基準の目的等) 第3条 この条例に定める基準（以下この条及び次条において「設備運営基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、	(設備運営基準の目的等) 第3条 この条例に定める基準（以下この条及び次条において「設備運営基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、

かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

## 2・3 略

### (乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

### (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

## 2 略

### (虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### (乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(5) 略

### (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに

かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

## 2・3 略

### (乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

### (乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

## 2 略

### (虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### (乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(5) 略

### (6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他

<p><u>乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 略 (秘密保持等)</p> <p>第 18 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略 (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>（職員）</p> <p>第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事</p>	<p><u>の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) 略 (秘密保持等)</p> <p>第 18 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略 (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第 20 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>（職員）</p> <p>第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 <u>（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならぬ。

## 2・3 略

(新設)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的

援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)

その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならぬ。

## 2・3 略

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面

方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定(同条中鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定(「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。)及び同条例第22条第1項の改正規定を除く。)は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 60 号

### 鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

#### 1 提案理由

鴨川市江見老人憩の家を廃止するため、鴨川市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 109 号）を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

鴨川市江見老人憩の家を廃止する。

#### 3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日

## 議案第 61 号

### 水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

#### 1 提案理由

安房地域における 4 水道事業（鴨川市水道事業、南房総市水道事業、鋸南町水道事業及び三芳水道企業団水道事業）の統合に伴い、水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1）次の条例を廃止する。【第 1 条】

- ア 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 143 号）
- イ 鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 144 号）
- ウ 鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）

##### （2）鴨川市職員定数条例（平成 17 年鴨川市条例第 23 号）の一部改正【第 2 条】

職員の定数から水道事業の職員の定数を削る。

##### （3）鴨川市職員の定年等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 29 号）の一部改正【第 3 条】

管理監督職勤務上限年齢制（管理監督職で 60 歳に達した職員について 60 歳に達した年度の次の年度の 4 月 1 日までに管理監督職以外の職に降任等をさせることができる制度をいう。）の対象となる管理監督職から水道事業の職員で管理職手当の支給を受けるものの職を削る。

##### （4）鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部改正【第 4 条】

水道事業運営委員会の委員の報酬に関する規定を削る。

##### （5）鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年鴨川市条例第 4 号）及び鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年鴨川市条例第 5 号）の一部改正【第 5 条】

- ア 鴨川市情報公開条例及び鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例について、実施機関から水道事業管理者の権限を行う市長を削る。
- イ 鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例について、議会が一定の場合に保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することができ

る市の機関から水道事業管理者の権限を行う市長を削る。

(6) 鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部改正【第 6 条】

- ア 附属機関の設置主体から水道事業管理者の権限を行う市長を削る。
- イ 水道事業運営委員会に関する規定を削る。
- ウ その他条文の整備を行う。

(7) 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）【第 7 条】

条例の適用対象から水道事業の任期付職員を除くことに伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

【第 2 条】鴨川市職員定数条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項並びに農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、議会の事務局、市長の事務部局、選挙管理委員会、監査委員の事務局、教育委員会の事務局及び教育機関並びに農業委員会に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員及び派遣職員を除く。以下同じ。） <u>及び企業職の職員</u> の定数に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 19 条及び第 31 条第 3 項並びに農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、議会の事務局、市長の事務部局、選挙管理委員会、監査委員の事務局、教育委員会の事務局及び教育機関並びに農業委員会に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員及び派遣職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。
(職員の定数)	(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 水道事業の職員 29人

第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(削る)

【第3条】鴨川市職員の定年等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）第19条及び鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年鴨川市条例第143号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（市立国保病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）第19条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（市立国保病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p>

【第4条】鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>別表第3（第2条関係）</p> <p>日額報酬表</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>国保病院運営協議会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>水道事業運営委員会の委員</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>指定管理者選定委員会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	略		国保病院運営協議会の委員	略	水道事業運営委員会の委員	5,000円	指定管理者選定委員会の委員	略	略		<p>別表第3（第2条関係）</p> <p>日額報酬表</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>国保病院運営協議会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>(削る)</td><td></td></tr><tr><td>指定管理者選定委員会の委員</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	略		国保病院運営協議会の委員	略	(削る)		指定管理者選定委員会の委員	略	略	
区分	報酬の額																								
略																									
国保病院運営協議会の委員	略																								
水道事業運営委員会の委員	5,000円																								
指定管理者選定委員会の委員	略																								
略																									
区分	報酬の額																								
略																									
国保病院運営協議会の委員	略																								
(削る)																									
指定管理者選定委員会の委員	略																								
略																									

【第5条】鴨川市情報公開条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長<u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p> <p>2 略</p>

【第5条】鴨川市議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長<u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当</p>

提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3～5 略	該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 (4) 略 3～5 略
-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------

【第5条】鴨川市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長 <u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。 2 略	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。 2 略
【第6条】鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表	

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市長 <u>(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)</u> 及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。 2・3 略 別表（第2条関係）	(趣旨) 第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市長及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。 2・3 略 別表（第2条関係）

1 市長の附属機関										
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期					
略										
鴨川市立国保病院運営協議会	略									
鴨川市水道事業運営委員会	<u>市長の諮問に応じ、水道事業の運営に関する事項について調査審議を行うこと。</u>	<u>会長1人、副会長1人及びこれら以外の委員</u>	<u>7人以内</u>	<u>識見を有する者</u>	<u>2年</u>					
鴨川市スポーツ推進審議会	略									
略										
2 教育委員会の附属機関 略										

1 市長の附属機関										
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期					
略										
鴨川市立国保病院運営協議会	略									
(削る)										
鴨川市スポーツ推進審議会	略									
略										
2 教育委員会の附属機関 略										

【第7条】鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

（鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等）

第9条 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年鴨川市条例第143号。以下この条において「企業給与条例」という。）  
第4条、第5条及び第6条の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。

2 企業職員である特定任期付職員に対する企業給与条例第11条の規定の適用については、同条第1項中「第4条の規定により管理職手当を支給される職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項及び第3項中「第4条に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第10条 略

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

（削る）

第9条 略

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 62 号

### 鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について

#### 1 提案理由

国保病院の使用料及び手数料を改定するため、鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 149 号）の全部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1） 診療費

自動車損害賠償保障に係る診療費（自動車の運行により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療であって、健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外のものの診療費）について、健康保険等医療費に 100 分の 200（現行 100 分の 150）を乗じて得た額とする。

##### （2） 文書の交付に係る手数料

文書の交付に係る手数料について、次のとおり改正する。

改正前		改正後	
死体検案書	4,400 円	死体検案書	6,600 円
死亡診断書	3,300 円	死亡診断書	4,400 円
特殊診断書	4,400 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のものとして規則で定めるもの	5,500 円
普通診断書 健康診断書 身体検査書 記載内容が複雑な証明書	2,200 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常の程度のものとして規則で定めるもの	3,300 円
記載内容が簡単な証明書	550 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のものとして規則で定めるもの 領収金額証明書（1 月分） 医師の証明を要しない	1,100 円 550 円

	証明書	
--	-----	--

(3) 病室の使用料

ア 病室の使用料について、次のとおり改正する。

改正前		改正後	
個室A	5,500 円	216 号室 217 号室 233 号室 234 号室 333 号室 334 号室	6,600 円
個室B	4,400 円	316 号室 317 号室	4,400 円
個室C	1,980 円	201 号室 202 号室 203 号室 214 号室 215 号室 218 号室 219 号室 220 号室 221 号室 232 号室 301 号室 302 号室 332 号室	3,300 円

イ 本市に住所を有しない者が利用する場合の病室の使用料について、アの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(4) その他

この条例に定めのない事項に係る使用料等について、原価又は実費を基礎として市長が別に定める額とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

## 議案第 63 号

### 鴨川市基本構想を定めることについて

#### 1 提案理由

平成 28 年 3 月に策定した第 2 次鴨川市基本構想が本年度をもって終了するため、鴨川市基本構想に関する条例（平成 26 年鴨川市条例第 19 号）第 2 条の規定により第 3 次鴨川市基本構想を定めることについて、同条例第 7 条の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1）名称

第 3 次鴨川市基本構想

##### （2）期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間

##### （3）将来人口等の見通し

ア 推計人口

イ 将来展望

##### （4）土地利用構想

##### （5）計画の方向性

ア 目指す将来都市像（地域ビジョン）

健康と観光の融合都市～自然と共に生きるウェルネスティ鴨川～

イ まちづくりの基本理念

（ア）「交流」のまちづくり

（イ）「元気」のまちづくり

（ウ）「環境」のまちづくり

（エ）「協働」のまちづくり

（オ）「安心」のまちづくり

ウ まちづくりの基本方針

- (ア) 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち
- (イ) 魅力あふれる住みやすいまち
- (ウ) 自然と共生する安心・安全なまち
- (エ) 夢と学びのまち
- (オ) 健やかに暮らせる福祉のまち
- (カ) 健全で効率的な行財政運営を実現するまち

## 議案第 64 号

### 鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

#### 1 提案理由

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により鴨川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を令和 8 年 3 月 31 日をもって取り消すことについて、同項後段において準用する同条第 3 項の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1）指定の取消しの理由

個人番号カードの普及に伴い個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置された端末機により自動的に証明書等を交付する事業の利用が拡大する一方で、郵便局における証明書等の交付の利用が減少傾向にあることから、郵便局における証明書等の交付事務の有効性等を考慮した結果、令和 8 年 3 月 31 日をもって当該交付事務の取扱いを廃止する。

##### （2）指定を取り消す郵便局の名称

日本郵便株式会社関東支社管内の次の郵便局

鴨川前原郵便局、東条郵便局、鴨川田原郵便局、長狭郵便局、金東郵便局、太海郵便局及び曾呂郵便局

##### （3）郵便局に取り扱わせている事務

- ア 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書）の交付（当該戸籍又は除籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- イ 納税証明書、所得証明書、市民税県民税決定証明書、住民税非課税証明書、軽自動車税納税証明書、所在証明書、公課証明書、資産証明書及び評価証明書（以下「税務証明書」という。）の交付（当該税務証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- ウ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（自己又は自己と同一世帯に属する者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- エ 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- オ 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し

## 議案第 65 号

### 指定管理者の指定について（鴨川市四方木ふれあい館）

#### 1 提案理由

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）第 3 条の規定により鴨川市四方木ふれあい館（以下「四方木ふれあい館」という。）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1） 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川市四方木ふれあい館

鴨川市四方木 367 番地 2

##### （2） 指定管理者となる団体の名称及び所在地

四方木町内会

会長 松本 一郎

鴨川市四方木 364 番地 13

##### （3） 指定管理者が行う業務の範囲

ア 四方木ふれあい館の施設及び設備の維持管理に関する業務

イ 四方木ふれあい館の利用の許可に関する業務

ウ その他市長が四方木ふれあい館の運営上必要と認める業務

##### （4） 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 議案第 66 号

### 指定管理者の指定について（鴨川オーシャンパーク）

#### 1 提案理由

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）第 3 条の規定により鴨川オーシャンパークの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1） 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川オーシャンパーク

鴨川市江見太夫崎 22 番地

##### （2） 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般社団法人鴨川市農林業体験交流協会

代表理事 田村 政彦

鴨川市江見太夫崎 22 番地

##### （3） 指定管理者が行う業務の範囲

ア 親水公園の提供

イ 地場産品の展示即売等のための施設の提供

ウ 地域情報の提供

エ 鴨川オーシャンパークの施設及び設備の維持管理に関する業務

オ 物産館展示室及び青空市場（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可並びに鴨川オーシャンパークの特別利用の許可に関する業務

カ 指定管理施設の利用料金及び鴨川オーシャンパークの特別利用の利用料金に関する業務

キ その他鴨川オーシャンパークの設置目的を達成するために必要な業務

##### （4） 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 議案第 67 号

### 指定管理者の指定について（鴨川市小湊さとうみ学校）

#### 1 提案理由

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）第 3 条の規定により鴨川市小湊さとうみ学校（以下「さとうみ学校」という。）の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

#### 2 内容

##### （1） 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

鴨川市小湊さとうみ学校

鴨川市内浦 1891 番地 1

##### （2） 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川

代表理事 清水 宣雄

鴨川市太尾 866 番地 1

##### （3） 指定管理者が行う業務の範囲

ア スポーツ、健康の保持増進のための活動及び文化活動のための施設の提供

イ 宿泊のための施設の提供

ウ 地域情報の提供及び発信

エ さとうみ学校の施設の維持管理に関する業務

オ 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務

（ア） 談話室

（イ） 多目的室

- (ウ) 客室
- (エ) 浴室
- (オ) 体育館
- (カ) フットサルコート

カ 指定管理施設の利用料金に関する業務

キ その他さとうみ学校の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

(4) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第 68 号

### 安房都市広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

#### 1 提案理由

安房都市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務を変更するとともに、当該事務に係る経費の財源等を規定するため、安房都市広域市町村圏事務組合規約（昭和 45 年千葉県指令第 1876 号）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

#### 2 内容

- (1) 組合の共同処理する事務のうち安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関する事務を廃止し、水道事業の経営に関する事務を加える。
- (2) 水道事業の経営に関する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金等の収入をもってあてることとし、その出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定めることとする。

#### ※ 安房地域における水道事業の統合について

安房地域の水道事業に係る統合協議会における協議を経て、令和 8 年 3 月に組合が水道事業創設認可を取得し、同年 4 月に安房地域における 4 水道事業（鴨川市水道事業、南房総市水道事業、鋸南町水道事業及び三芳水道企業団水道事業）を統合する予定となっている。

#### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

### 安房都市広域市町村圏事務組合規約 新旧対照表

改正前	改正後
(共同処理する事務) 第 4 条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。	(共同処理する事務) 第 4 条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。

<p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関すること。</u> (組合経費の支弁方法)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>水道事業の経営に関すること。</u> (組合経費の支弁方法)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、第4条第9号に規定する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の収入をもってあてる。</u></p> <p><u>5 前項に規定する出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定める。</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 69 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

### 1 提案理由

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、組合の共同処理する事務の一部を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

### 2 内容

- (1) 組合を組織する地方公共団体に関する規定及び事務を共同処理する団体に関する規定から三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を削る。
- (2) 組合の共同処理する事務のうち職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止する。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 千葉県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第三条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p>	<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第三条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p>

一～十三 略

十四 職員採用試験の合同実施

十五・十六 略

2 略

別表第一（第二条関係）

（千葉市から御宿町まで略） 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略）  
印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第二（第三条第一項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第三条第一項第一号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u>
略	
第三条第一項第三号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団</u>

一～十三 略

十四 削除

十五・十六 略

2 略

別表第一（第二条関係）

（千葉市から御宿町まで略） 鋸南町 長門川水道企業団 （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第二（第三条第一項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第三条第一項第一号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合</u>
略	
第三条第一項第三号に掲げる事務	（銚子市から御宿町まで略） <u>鋸南町 長門川水道企業団</u> （国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略） <u>印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> （印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略） <u>印西地区環境整備事業組合</u>

	から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>南房総広域水道企業団</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>		市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>
略			
第三条第一項第十三号に掲げる事務	略	第三条第一項第十三号に掲げる事務	略
第三条第一項第十四号に掲げる事務	銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 瞳沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町		
第三条第一項第十五号に掲げる事務	略	第三条第一項第十五号に掲げる事務	略
略			

## 附 則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。

議案第 70 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 5 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 5 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 嶸入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,503,292	87,100	4,590,392	個人市民税（現年度課税分）
14 使用料及び手数料	723,757	4	723,761	林道使用料
15 国庫支出金	2,342,004	98,638	2,440,642	障害者自立支援給付費負担金 34,806 生活保護費負担金 71,795 デジタル基盤改革支援補助金 △12,814 外
16 県支出金	1,145,598	22,440	1,168,038	障害者自立支援給付費負担金 17,403 千葉県知事選挙委託金 5,609 参議院議員選挙委託金 △8,225 外
18 寄附金	651,207	56,637	707,844	企業版ふるさと納税寄附金 1,000 民生費寄附金 55,637
19 繰入金	1,287,303	△43,735	1,243,568	財政調整基金繰入金 △43,652 教育振興基金繰入金 △83
21 諸収入	403,496	26,852	430,348	後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 17,863 介護給付・訓練給付費返還金 2,781 外
22 市債	1,229,750	15,000	1,244,750	水利施設等保全高度化事業債 5,000 全国瞬時警報システム受信設備更新事業債 10,000
歳入合計	19,389,930	262,936	19,652,866	

## イ 帳出（目的別）

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,832,558	△13,419	3,819,139
3 民生費	6,338,678	243,093	6,581,771
4 衛生費	2,083,152	1,750	2,084,902
6 農林水産業費	672,046	11,230	683,276
7 商工費	420,834	2,100	422,934
8 土木費	665,028	7,007	672,035
9 消防費	927,778	11,596	939,374
10 教育費	1,643,546	△421	1,643,125
歳出合計	19,389,930	262,936	19,652,866

## ウ 帳出（性質別）

(単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,889,646	△5,424	3,884,222
扶助費	3,241,760	179,012	3,420,772
物件費	3,479,251	1,352	3,480,603
維持補修費	148,693	11,368	160,061
補助費等	2,093,056	753	2,093,809
積立金	1,068,787	55,638	1,124,425
繰出金	1,719,370	1,338	1,720,708
投資的経費	1,007,843	18,899	1,026,742
普通建設事業費	993,493	18,899	1,012,392
単独事業費	732,926	13,374	746,300

その他	54,688	5,525	60,213
歳出合計	19,389,930	262,936	19,652,866

## エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-10	基幹系システム維持管理事業	14,835				14,835	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ用通信回線設置料 88 千円</li> <li>・ネットワークシステム設定業務委託料 2,458 千円 外 吉尾出張所及び江見出張所の移転に伴う基幹系業務システム通信ネットワーク環境の設定等を行う。</li> <li>・税系システム運用保守委託料 2,738 千円</li> <li>・税系システムパッケージ使用料 2,640 千円 外 基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行延期に伴い、現行システムの運用を継続する。</li> </ul>
2-3-1	マイナンバーカード交付事務費	1,080	1,078			2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン窓口業務委託料 511 千円 マイナンバーカードの申請と交付の窓口を分離し、窓口における時間短縮及び混雑緩和を図るため、専門事業者による申請及びマイナポータル上の手続を支援するオンライン窓口を導入する。</li> </ul>
6-1-3	日本型直接支払制度促進事業	1,851	1,470			381	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払交付金 1,851 千円 中山間地域等直接支払制度の見直しにより、令和 7 年度から第 6 期対策として、新たにネットワーク化加算及びスマート農業加算が追加されたことなどにより、交付金を増額する。</li> </ul>

6-1-5	農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	5,525		5,000		525	・県営水利施設等保全高度化事業負担金 5,525 千円 千葉県が実施する金山ダム水管理システム整備事業に係る工事費の増額に伴い、負担金を増額する。
7-1-3	観光街路灯維持管理事業	2,041				2,041	・天津街路灯協会補助金 850 千円 天津街路灯協会が維持管理している街路灯に係る LED 電球購入費用に対して補助を行う。
9-1-4	災害対策事業	1,015		1,000	15	15	・消耗品 1,015 千円 避難所における暑熱対策のため、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、停電時においても使用可能な冷却材等の暑熱対策用品を購入し、各避難所に備蓄する。
	防災情報伝達事業	10,224		10,000	224	224	・全国瞬時警報システム受信設備更新業務委託料 10,071 千円 消防庁による全国瞬時警報システム（Jアラート）のシステム更改に対応するため、本市の受信設備の更新を行う。
10-5-4	文化財保護事業	366			366	366	・謝礼金 100 千円 ・費用弁償 18 千円 ・印刷製本費 99 千円 ・看板設置工事 149 千円 大山寺不動堂及び宮殿の国重要文化財（建造物）指定を契機として、文化財に対する市民の関心や理解を深めるため、大山寺に関する講演会の開催、パンフレットの増刷並びに説明看板の更新及び新設を行う。

## (2) 繰越明許費

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
8-2	道路メンテナンス事業	76,800	<p>市道鴨川駅馬場先線（鴨川駅跨線橋）橋梁補修設計業務について、設計内容に係る関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（設計委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。</p> <p>また、市道砂田線（砂田橋）橋梁補修工事について、工事実施に伴う交通規制に係る地元との調整に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（維持補修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。</p>
8-3	河川改修事業	25,000	<p>準用河川下沢川改修工事について、施工条件の確認及び施工方法の検討に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（河川改修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。</p> <p>また、電柱移設について、通常6か月程度の期間を要するため、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（電柱移設補償）を令和8年度に繰り越して使用する。</p>
	急傾斜地崩壊対策事業	2,250	千葉県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害防止工事が令和8年度に繰り越される見込みであるため、当該事業費に係る市負担金についても令和8年度に繰り越して使用する。

## (3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
遊休施設活用等検討支援業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,500	地域エリアマネジメントを行うための指針として、遊休施設をはじめとした市有施設の活用等に係る諸条件を整理するとともに、民間事業者を含めた地域振興方策を検討する。

小湊さとうみ学校指定管理料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	120,000	施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、令和 8 年度から 5 年間、小湊さとうみ学校の管理を指定管理者に行わせる。
小湊さとうみ学校屋外夜間照明更新工事	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	4,840	落雷の影響で一部故障している屋外夜間照明の復旧を早期に実施するため、令和 8 年度までの工期で更新工事を実施する。
マイナンバーオンライン窓口業務委託料	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	9,395	マイナンバーカードの申請受付及びマイナポータル上の手続に係るオンライン窓口業務を令和 7 年度から 3 年間委託する。
オーシャンパーク指定管理料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	56,875	施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、令和 8 年度から 5 年間、鴨川オーシャンパークの管理を指定管理者に行わせる。
学習支援ソフトウェア使用料	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	12,360	小学校及び中学校に配備した G I G A スクールタブレットで使用する学習支援ソフトウェアを令和 8 年度から 5 年間使用する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
全国瞬時警報システム受信設備更新事業	10,000	全国瞬時警報システム受信設備の更新委託費の追加に伴い、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
水利施設等保全高度化事業	4,200	9,200	金山ダム地区の県営水利施設等保全高度化事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。

議案第 71 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 嶸入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 国民健康保険税		608,100	26,800	634,900	
	1 国民健康保険税	608,100	26,800	634,900	現年課税分
7 県支出金		2,827,863	1,576	2,829,439	
	1 県負担金	2,827,863	1,576	2,829,439	直営診療施設整備費分
10 繰入金		254,354	△2,576	251,778	
	2 基金繰入金	12,032	△2,576	9,456	財政調整基金繰入金
歳入合計		3,729,356	25,800	3,755,156	

イ 嶸出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		15,677	△85	15,592
	1 総務管理費	8,537	56	8,593
	2 徴税費	7,005	△141	6,864

3 国民健康保険事業費納付金		880,559	22,031	902,590
	1 医療給付費分	601,984	15,330	617,314
	2 後期高齢者支援金等分	206,477	6,411	212,888
	3 介護納付金分	72,098	290	72,388
5 保健事業費		40,143	5	40,148
	2 保健事業費	19,046	5	19,051
8 諸支出金		4,560	3,849	8,409
	1 償還金及び還付加算金	3,101	2,273	5,374
	2 繰出金	1,459	1,576	3,035
歳出合計		3,729,356	25,800	3,755,156

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	医療給付費分	15,330				15,330	・医療給付費納付金 15,330 千円 令和 7 年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
3-2-1	後期高齢者支援金等分	6,411				6,411	・後期高齢者支援金等納付金 6,411 千円 令和 7 年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。

3-3-1	介護納付金分	290				290	・介護納付金 290 千円 令和 7 年度の事業費納付金が確定したことから、不足額を増額する。
8-1-3	国庫支出金等返還金	2,073				2,073	・国庫支出金等返還金 2,073 千円 令和 6 年度に実施した特定健康診査（集団健診）に対する国庫支出金を精算する。
8-2-1	直営診療施設勘定繰出金	1,576	1,576				・直営診療施設勘定繰出金 1,576 千円 鴨川市立国保病院の医療機器の購入に対して交付された保険給付費等交付金（特別交付金）を病院事業会計に繰り出す。

## (2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	132	高額療養費支給システム機器の保守点検等業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	253	国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	773	高額療養費支給システム機器及び同システムの賃借業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	683	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和 8 年 4 月 1 日から契約期間

			を1年間更新する。
口座振替に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	118	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
徴収業務に係るシステム等使用料	自 令和7年度 至 令和8年度	239	徴収業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,497	特定健康診査受診勧奨業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 72 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 嶸入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
2 国庫支出金		1,194,598	1,204	1,195,802	
	2 国庫補助金	378,129	1,204	379,333	介護保険事業費補助金
6 繰入金		840,490	△1,734	838,756	
	1 一般会計繰入金	771,761	△1,734	770,027	事務費繰入金（介護保険事業分）
歳入合計		5,076,975	△530	5,076,445	

イ 嶌出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		122,134	△530	121,604
	1 総務管理費	81,556	△822	80,734
	3 介護認定審査会費	36,237	292	36,529
歳出合計		5,076,975	△530	5,076,445

## ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般事務管理費 (介護保険)	△822	1,204			△2,026	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム改修委託料 2,409 千円 令和 7 年度税制改正に伴うシステム改修業務を委託する。</li> <li>・介護保険システム運用支援業務委託料 △660 千円</li> <li>・介護保険システム使用料 △2,572 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、標準準拠システムに係る業務委託料等を減額する。</li> </ul>
1-3-1	介護認定審査会 費	292				292	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定審査会システム保守委託料 44 千円</li> <li>・介護保険システム使用料 248 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、現行システムの運用を継続する。</li> </ul>

## (2) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	132	認定審査会業務における認定審査会システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までに履行する契約等の準備手続を実施する。
介護保険認定審査会システムパッケージソフト使用料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	743	認定審査会業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までに履行する契約等の準備手続を実施する。

介護給付費適正化総合支援パッケージシステム保守委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	1,584	介護給付費適正化事業におけるシステムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護保険指定機関等管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和8年度	693	市が指定する指定居宅介護支援事業者等における管理業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護報酬等検索システム利用料	自 令和7年度 至 令和8年度	32	介護報酬等に関する審査等業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
口座振替に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	104	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和7年度 至 令和8年度	150	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和8年4月1日から契約期間を1年間更新する。
生活支援体制整備事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,653	高齢者の生活支援体制づくり事業の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高齢者等生活支援型配食サービス委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	13,507	高齢者等生活支援型配食サービス業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
第一号介護予防支援業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,327	要支援認定者等に係る介護予防ケアマネジメント業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
緊急通報システム業務委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	4,020	高齢者緊急通報システム業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

独居老人等安否確認委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	1,786	独居老人等安否確認業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
--------------	--------------------	-------	-----------------------------------------------------

議案第 73 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 嶸入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
3 繰入金		144,986	△386	144,600	
	1 一般会計繰入金	144,986	△386	144,600	事務費繰入金
5 諸収入		4,000	200	4,200	
	2 償還金及び還付 加算金	2,600	200	2,800	保険料還付金
歳入合計		672,331	△186	672,145	

イ 嶸出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		11,065	△386	10,679
	2 徴収費	10,359	△386	9,973
3 諸支出金		3,973	200	4,173
	1 償還金及び還付 加算金	2,600	200	2,800

歳出合計	672,331	△186	672,145
------	---------	------	---------

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-2-1	徴収事務費	△386				△386	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン保守料 93 千円</li> <li>・ソフトウェア保守委託料 637 千円</li> <li>・後期高齢者医療システム運用支援業務委託料 △380 千円</li> <li>・後期高齢者医療システム使用料 △736 千円</li> </ul> <p>標準準拠システムへの移行延期に伴い、現行システムの運用を継続し、標準準拠システムに係る業務委託料等を減額する。</p>
3-1-1	保険料過誤納 還付金	200				200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療保険料過誤納還付金 200 千円</li> </ul> <p>令和 6 年度以前に納付された保険料について、所得更正等による保険料額の変更が生じたため、納付済みの保険料を還付する。</p>

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
市税等コンビニ収納事業	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	228	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和 8 年 4 月 1 日から契約期間を 1 年間更新する。
後期高齢者医療システム保守業務に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	2,189	後期高齢者医療システム業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
口座振替に係る委託料	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	141	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和 8 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 74 号

令和 7 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市病院事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 収益的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-2	外来収益	499,095	△4,439	494,656	外来収益 △4,439
1-1-3	その他医業収益	45,171	△2,920	42,251	室料差額収益 △2,920
1-2-4	負担金交付金	18,448	2,589	21,037	負担金 51 交付金 2,538
1-2-6	補助金	0	2,130	2,130	県補助金 2,130

イ 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-3	経費	257,874	△2,640	255,234	消耗備品費 △2,640

（2） 資本的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-3-1	補助金	0	3,061	3,061	国民健康保険特別会計補助金等 3,061

## イ 支出

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	有形固定資産購入費	48,847	2,640	51,487	医療器械等購入費 2,640

## (3) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	18,441	設備機器の保安・保守点検業務及び病院情報システム、企業会計システム等の保守業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	11,900	医用画像情報システム、全身用X線CT装置等の医療機器等に係る保守業務等の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
臨床検査等の病院業務に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	22,602	臨床検査、医療廃棄物処理等の病院業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
事務機器等に係る賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,683	訪問看護システム、歯科電子カルテシステム等の事務機器等に係る賃借業務の円滑な実施を図るため、令和8年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。